

# 定 款

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

2022年6月23日 改定

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社と称し、英文では J ESCOM HOLDINGS, INC. と表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 国内外の会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
- (2) 前号に付帯又は関連する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

### (機関の設置)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告を行うことができないときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、22,932,000 株とする。

### (自己株式の取得)

第7条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

### (単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を使用することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第 10 条 株主の氏名等株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する手続及びこれらの手続に際して徴収する手数料等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

### 第 3 章 株 主 総 会

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度 6 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役が招集し、その議長となる。ただし、代表取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(決議要件)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を総会ごとに当会社に提出することを要する。

### 第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(選 任)

第 19 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解 任)

第 20 条 当会社の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以て行う。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2. 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
3. 取締役会の決議により相談役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、各取締役が招集し、開催された取締役会で議長を選定する。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(社外取締役の責任限定契約)

第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第29条 当会社の監査役は、3名とする。

(選 任)

第30条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(任 期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役規程による。

(社外監査役の責任限定契約)

第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第7章 計 算

(事業年度)

- 第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

- 第40条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

- 第41条 期末配当金又は中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
2. 未払いの期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

附則

- 第1条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
- 第2条 定款第16条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成17年10月 3日施行  
平成18年 2月24日改定  
平成18年 6月29日改定  
平成19年 6月29日改定  
平成21年 6月26日改定  
平成23年 6月30日改定  
平成23年 7月25日改定  
平成26年 6月25日改定  
2021年 6月24日改定  
2022年 6月23日改定